

インドネシアにおける知的財産法に関する研修の実施状況について

J I C A インドネシア長期派遣専門家

國 井 陽 平

第1 はじめに

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）においては、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（実施期間は、2021年10月から2025年9月まで。以下「現行プロジェクト」という。）が実施されているところ、カウンターパートの一つである同国最高裁判所（以下「最高裁」という。）との関係では、知的財産に関する事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上することがプロジェクト目標とされている。そして、PDM上の成果は、①裁判官に対して、知的財産に関する事件を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する法的判断及び訴訟運営に関する能力を向上させるための教材が作成され、研修が実施されること、②知的財産に関する事件を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する執務参考資料が作成、公開され、裁判官やその他の法律家に普及されることとされている。また、現行プロジェクトに先立ち実施されていた「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（実施期間は、2015年12月から2021年9月まで。以下「前プロジェクト」という。）における最高裁関係でのPDM上の成果は、知的財産に関する事件処理の予見性が向上することであり、そのための活動として、知的財産に関する事件を担当する裁判官の研修カリキュラム・教材の作成及び人材育成、知的財産に関する判決集の作成・公開等が挙げられ、現に、研修の実施や執務参考資料の作成等が行われていた¹。

このように、現行プロジェクトのうち最高裁をカウンターパートとする部分は、内容の観点からみても前プロジェクトとの連続性を有しており、前プロジェクトをも含めると、相当の期間にわたり知的財産に関する紛争についてのプロジェクト活動が実施されてきたということができる。執務参考資料の関係では、前プロジェクト及び現行プロジェクトにおいて作成された判決集について、既に本誌で紹介されている²。本稿では、プロジェクトにおけるもう一つの柱である裁判官に対する知的財産法の研修に関する現

¹ 各プロジェクトの詳細については、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」ICD NEWS第67号51頁、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS第89号81頁参照。

² 石神有吾「インドネシアにおける知財判例集の作成について」ICD NEWS第74号82頁、西尾信員「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(1)」ICD NEWS第94号71頁・「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(2)」ICD NEWS第95号73頁参照。

地³の状況について、前プロジェクトを含めた実績、研修のスキームのほか、筆者が関与した2つの研修の状況等を踏まえて、ご紹介させていただきたい⁴。なお、本稿のうち意見にわたる部分は、筆者の個人的見解にすぎない。

第2 知的財産法に関する研修の仕組みについて⁵

インドネシアにおける裁判官に対する知的財産法の研修の仕組みとしては、大別すると、①JICAのプロジェクトに関し最高裁に設置されたワーキンググループ（以下「WG」という。）によるもの（「ショートコース」と呼ばれており、以下このように呼称する。）、②裁判官その他裁判所職員に対する研修の実施機関である Pusdiklat Teknis Peradilan（以下「司法研修所」という。）⁶によるものがあり、後者には複数の種類が存在する。

前プロジェクト及び現行プロジェクトは、ショートコースに全面的に関与するとともに、司法研修所による研修にも協力してきた。

第3 ショートコースについて

1 概要

ショートコースは、前プロジェクトにおいてその枠組みが形成され、その後発展してきたものであり、前プロジェクト及び現行プロジェクトにおける中心的な活動の一つに挙げられる。

ショートコースは、前プロジェクトにおいて、多くの裁判官を対象に知的財産権に関する知識の底上げを図る必要があること⁷を念頭に置き、①講師はプロジェクトの長期専門家又は日本の法律家が主となり、司法研修所の教官等がコメンテーターとして同席する、②参加者は裁判所関係者、③場所は司法研修所や各地の裁判所等、④頻度は2、3か月に1回程度、⑤内容は知的財産権に関する基本事項から始め、参加者の習熟度に応じて発展的なものを取り扱う、といった枠組みでの実施が企画されたようである。

ショートコースの実績は、別添ショートコース実施状況のとおりであり、前プロ

³ 最高裁に関する本邦研修については、石田正範「第1回インドネシア法整備支援本邦研修」ICD NEWS 第69号153頁、湯川亮「第2回インドネシア法整備支援本邦研修」ICD NEWS 第70号140頁、下道良太「インドネシア法整備支援第1回本邦研修」ICD NEWS 第81号141頁・「インドネシア法整備支援第13回本邦研修」ICD NEWS 第83号144頁、坂本達也「インドネシア法整備支援第15回本邦研修」ICD NEWS 第97号139頁参照。なお、最高裁関係では、第7回及び第9回の本邦研修も実施されている。

⁴ 本稿は、2024年5月に執筆した。

インドネシアにおける司法制度や知的財産権に関する事件の法令上・実務上の問題点等について、長期派遣専門家（以下「長期専門家」という。）が記したものとして、間明宏充「インドネシアにおける司法制度の概要(1)」ICD NEWS 第69号90頁・「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」ICD NEWS 第72号92頁、西尾信員「インドネシアにおけるペースライン調査について(1)」ICD NEWS 第96号103頁・「インドネシアにおけるペースライン調査について(2)」ICD NEWS 第97号19頁があり、後者によるものには、研修の実施状況に関する記載もある。

⁵ 知的財産法に関するセミナー等も実施されているが、本稿では割愛する。

⁶ 組織上の位置付けについては、前掲ICD NEWS 第96号107頁以下参照。本稿における「司法研修所」という用語は、本文記載の研修実施機関のほか、同機関の研修施設（ボゴール所在）を指すものとしても用いる。

⁷ 知的財産権に関する民事事件の多くは、中央ジャカルタ地裁、スラバヤ地裁、メダン地裁、スマラン地裁及びマカッサル地裁に設置された商事裁判所のみが管轄を有するが、知的財産権に関する刑事事件は、全国の裁判所が管轄を有する。

ジェクト及び現行プロジェクトは、その全ての企画及び実施に関与している。長期専門家は、研修の時期・場所・内容・スケジュールの決定や講師の選定等についてWGのメンバーと協議するなど、研修全体に関与するとともに、講師を務めたり、インドネシア側の講義に対し日本の実情をコメントするなどしてきた。

ショートコースは、初期には商事裁判所が設置された裁判所が所在する地域（実施順に、ジャカルタ、スマラン、マカッサル、メダン、スラバヤ）で実施された後、その他の地域でも実施されている。実施を重ねるにつれて、研修の日数や取り扱う分野が増加したほか、事例検討のコマが設けられるようになるなど、その規模は拡大した。また、ショートコースは、知的財産法に関する講師の養成（TOT）の機会としても活用されるようになり、インドネシアの裁判官が講師を務めることが増加した⁸。

2 研修のスキーム

(1) 対象者

原則として商事裁判官の資格を有しない判事を対象とする。

(2) 講師

長期専門家のほか、WGのメンバーが講師を務めることが多く、具体的には、最高裁判事、特別民事事件担当次席書記官（Panitera Muda Perdata Khusus）、特別民事事件担当の最高裁調査官（Pemilah Perkara Perdata Khusus）、高等裁判所判事、商事事件担当の書記官代行（Panitera Pengganti Perkara Perdata Niaga）、最高裁判事付補佐判事等⁹が担当してきた¹⁰。

(3) 教材等

講義内容は、知的財産法の基礎的事項を取り扱うものであるところ、教材（講義資料）は、担当講師各自において作成する。

(4) 場所

各地の裁判所所在地域で実施してきた。

なお、原則として、研修前後に近隣の高等裁判所や地方裁判所を表敬訪問し、日本の司法制度について説明したり、現地の裁判官と意見交換を実施するなどしてきた。

(5) 研修の流れ

各科目の講義を行い、その後事例検討を実施するのが一般的な流れである。なお、インドネシア側が講義を担当する場合であっても、長期専門家が日本における実情等を補足的に紹介することも多くあったようである。

⁸ 別添ショートコース実施状況のうち、各ショートコースのアジェンダにおいてインドネシアの裁判官が講師とされたもの（日本側の講師と共同のものを含む。）に下線を付すなどした。

⁹ いずれも裁判官の資格を有する者が充てられている。各ポストについては、前掲 I C D N E W S 第 9 6 号 1 0 7 頁参照。

¹⁰ 前プロジェクト期間中には、刑事関係について法務人権省法規総局派遣の長期専門家（検察官出身）が講師を務めたほか、I C D 教官、J I C A 国際協力専門員、法務人権省知的財産総局の職員が単発的に講師となることもあったようである。

近年は、参加者の発言内容・参加態度等を考慮し、成績優秀者数名を表彰するとともに、成績優秀者について最高裁長官に報告するなどもされていた¹¹。

研修実施後、WG内において、研修の評価会議が行われていた。

3 実施例 - タンゲランにおけるショートコース -¹²

(1) バンテン高等裁判所への表敬訪問（2023年12月5日）

研修実施に先立ち、バンテン高等裁判所を表敬訪問した。

筆者から日本の司法制度について説明をした。また、現地の裁判官から管内における知的財産事件の処理状況等の説明を受け、意見交換を実施するなどした。

(2) 研修1日目（2023年12月6日）

オープニングセレモニーが行われた後、以下のとおり、講義が行われた。

① 09：30 - 12：00 知財概説 担当：Rahmi Mulyati 最高裁判事¹³

② 13：30 - 15：30 特許 担当：Gusrizal バンジャルマシン高等裁判所所長、筆者

③ 16：00 - 17：30 意匠 担当：Arifin リアウ高等裁判所副所長

(3) 研修2日目（2023年12月7日）

以下のとおり、講義・質疑応答が行われた。

① 08：00 - 09：30 営業秘密 担当：Arief Sapto Nugroho 判事・書記官代行

② 10：00 - 12：00 商標 担当：Rahmi Mulyati 最高裁判事

③ 13：30 - 15：30 著作権 担当：Agus Subroto 判事・特別民事事件担当次席書記官

④ 16：00 - 17：30 植物品種保護 担当：Titik Tejaningsih 判事・最高裁調査官

⑤ 19：30 - 21：00 質疑応答

(4) 研修3日目（2023年12月8日）

以下のとおり、事例検討¹⁴、質疑応答を経て、クロージングとなった。

① 08：00 - 10：00 事例検討 担当：Rafmiwan Murianeti 判事・最高裁調査官、筆者

② 10：30 - 11：30 質疑応答

③ 11：30 - 12：00 クロージング

¹¹ 前掲 ICD NEWS 第97号49頁参照。

¹² 筆者は、研修1日目の特許の際に、日本の特許法について説明し、研修2日目の商標の際に、いわゆる新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、色彩商標、音商標、位置商標）の日本における登録状況や、商標の類否に関する日本の裁判例を紹介し、植物品種保護の際に、日本の裁判例を紹介したほか、研修3日目の事例検討を担当した。

¹³ 肩書は当時のもの。以下同じ。

¹⁴ 実施回によって、分野や事例は異なる。今回は、著作権と商標につき、日本側及びインドネシア側からそれぞれ事例を提供することとなった。筆者は、著作権につき複製又は翻案の成否が問題となる事例を、商標につき商標の類否が問題となる事例を、それぞれ提供した。

4 2024年以降のショートコースについて

上記のとおり、ショートコースは、前プロジェクト及び現行プロジェクトを通じて多くの地域で実施されてきたが、最高裁の判断により、2024年以降における地方での知的財産法の研修は、司法研修所によるもの（2020年に開始した知財短期研修。後記第4参照）に一元化すると整理され、上記枠組みでのショートコースは実施されないこととなり、現行プロジェクトは司法研修所による地方研修に関与していくこととなった。これまでのショートコースの経験を司法研修所による研修に生かすことが課題である。

第4 司法研修所の研修について

1 概要

本稿執筆時において、司法研修所が実施し、又は実施を検討している研修は、① Pelatihan Singkat HKI（以下「知財短期研修」という。）、② Pelatihan Teknis Yudisial HKI（以下「知財技術研修」という。）¹⁵、③ Pelatihan Sertifikasi Niaga – HKI（以下「商事裁判官資格付与研修」という。）¹⁶、及び④ Advanced HKI（以下「アドバンストコース」という。）である。上記各研修は、段階的に高度・発展的な内容を取り扱うものであり、司法研修所によれば、各研修における成績等を考慮して、次の段階の研修参加者を選別すること等が想定されているようである¹⁷。

各研修の概要は、以下のとおりである。

(1) 知財短期研修

ア 定 員 最大40名

イ 対象者 特定の高等裁判所の所在する地域に所在する地方裁判所に配置された3B – 4Aのランク¹⁸の判事

ウ 趣 旨 商事裁判官の資格付与前の予備訓練として実施

エ 科目等 意匠、著作権、商標、地理的表示、営業秘密を取り扱うほか、知的財産権入門、知的財産権に関する刑事事件、ケースディスカッションの

¹⁵ 2020年までは、「Pelatihan Teknis Fungsional HKI」と呼ばれていたようである。また、実質的に同内容である「Pelatihan Teknis Fungsional HKI」及び「Pelatihan Teknis Yudisial HKI」を指して、「エレメンタリーコース」と呼ぶこともあったようである。本稿では、これらを併せて説明する。これらの研修は、前プロジェクトの実施期間中、知的財産法に関する初級研修の開設が企画され、前プロジェクトからカリキュラムに関する意見が述べられるなどし、2018年に実施されるに至ったものである。その後、2020年にオンライン形式で前プロジェクトが関与したほか、司法研修所によれば2021年にも同研修が実施されたようである。同研修企画段階の一場面として、東尾和幸「インドネシア現地ワークショップ」ICD NEWS 第71号217頁参照。

¹⁶ 商事裁判官資格付与研修には、知的財産法に関するものと倒産法に関するものがあるが、本稿では、知的財産法に関する部分を紹介する。同研修は、前プロジェクト開始時に既に存在していたが、長期専門家は、2018年から知的財産権に関する国際条約の講義を担当するようになった。2023年には特許、商標及び地理的表示の講義も担当するようになったほか、2022年からは法務人権省知的財産総局派遣の長期専門家とも連携している。

¹⁷ もっとも、これまでアドバンストコースが実施されたことはない。また、後記2のとおり、知財技術研修が2022年から実施されていない一方で、2020年に始まった知財短期研修については、新型コロナウイルスの影響で実施できなかつたとされる2021年を除き毎年実施されていること等から、商事裁判官資格付与前の研修としては、知財短期研修に力が置かれつつあるようである。このように、司法研修所における各研修は、必ずしも予定されているとおりに実施されているわけではない。

¹⁸ インドネシアにおいては、勤務年数や人事評価等に応じて、裁判官のランクが上がっていく。裁判官のランクについては、前掲ICD NEWS 第96号111頁参照。

コマを設ける

オ その他 第一段階としてeラーニングでの自主学習、第二段階として高等裁判所の所在地域等（地方）において対面で実施

(2) 知財技術研修

ア 定 員 最大40名

イ 対象者 全国の地方裁判所に配置された3C以上のランクの判事

ウ 趣 旨 商事裁判官の資格付与前の予備訓練として実施

エ 科目等 特許、植物品種保護、意匠、著作権、商標、地理的表示、営業秘密及び集積回路配置設計を取り扱うほか、知的財産権概説、知的財産権に関する刑事事件、インスピレーションクラスのコマを設ける¹⁹

オ その他 第一段階としてeラーニングでの自主学習、第二段階としてオンライン又は対面で実施

(3) 商事裁判官資格付与研修

ア 定 員 最大80名（2クラス）

イ 対象者 全国の地方裁判所に配置された4A以上のランクの判事

ウ 趣 旨 商事裁判官候補者の能力向上

エ 科目等 特許（特許、特許クレームの読み方）、植物品種保護、意匠、著作権、商標、地理的表示、営業秘密及び集積回路配置設計を取り扱うほか、知的財産権概説、知的財産権に関する刑事事件、知的財産権に関する国際条約、インスピレーションクラスのコマを設ける²⁰

オ その他 第一段階としてeラーニングでの自主学習、第二段階としてオンライン、第三段階として対面で実施

(4) アドバンストコース

ア 定 員 最大40名

イ 対象者 商事裁判所で執務中の商事裁判官

ウ 科目等 特許、意匠、著作権、商標について発展的内容を取り扱うほか、ケースディスカッションのコマを設ける²¹

エ その他 第一段階としてeラーニングでの自主学習、第二段階として司法研修所又は予算に応じて指定された場所において対面で実施

¹⁹ 2018年・2020年の各研修では、知的財産権概説、特許、植物品種保護、意匠、著作権、商標及び地理的表示、集積回路配置設計、営業秘密、知的財産権に関する刑事事件、裁判官倫理のコマが設けられていた。

²⁰ 2022年・2023年の各研修に共通して、知的財産権概説、知的財産権に関する国際条約、特許、特許クレームの読み方、特許要件としての新規性・進歩性（法務人権省知的財産総局派遣の長期専門家によるインスピレーションクラス）、植物品種保護、意匠、著作権、商標及び地理的表示、営業秘密、集積回路配置設計、知的財産権相互の関係、一時差止め（Penangguhan Sementara）、知的財産権に関する刑事事件、仮決定、事例検討、筆記試験、面接等のコマが設けられていた。また、2022年には知的財産権保護の思想と歴史及びその発展（オーストラリア連邦裁判所の裁判官によるインスピレーションクラス）のコマが、2023年には法務人権省知的財産総局又は法律事務所への訪問のコマが、それぞれ設けられていた。

²¹ ①特許に関しては、新規性の判断、特許クレームの読み方、②意匠に関しては、新規性の判断、③著作権に関しては、著作者や著作権者等の認定、ソーシャルメディアにおける情報技術によって促進される権利侵害についての検討、④商標に関しては、悪意や周知商標の保護についての判断を、それぞれ取り上げることとされている。

2 近年の実施状況

司法研修所によると、近年における各研修の実施状況（実施回数及び修了者数）は、以下のとおりである²²。

なお、脚注17のとおり、これまでアドバンストコースが実施されたことはない。

	知財短期研修	知財技術研修	商事裁判官 資格付与研修	
2020年	3回 メダン 31人 マカッサル 36人 スラバヤ 36人	1回 50人	1回 41人	
	なし	1回 41人	1回 50人	
	4回 マカッサル 30人 パレンバン 26人 マラン 27人 バンジャルマシン 29人	なし	1回 52人	
2023年	1回 スラバヤ 40人	なし	1回 80人	
2024年	3回（予定） ジョグジャカルタ 30人 パル（予定） パダン（予定）	未定	未定	

3 研修のスキーム

(1) 対象者

前記1のとおり、研修の種類によって、対象者は異なる。

(2) 講師

知財短期研修においては、長期専門家のほか、司法研修所教官、特別民事事件担当の最高裁調査官、高等裁判所判事等が講師を務めることが多い。

他方、知財技術研修及び商事裁判官資格付与研修においては、上記に加え、最高裁判事、法務人権省知的財産総局の職員、税関の職員、大学教授、弁護士等が講師を務めることもある。

(3) 教材等

司法研修所における研修には、シラバスが存在しており、講義の概要、講義の獲得目標及びその指標、テーマ、時間、講義の進め方、参考文献等が定められている。

²² このうち、前プロジェクト及び現行プロジェクトが関与し、又は関与する予定のものは、①2022年のマカッサル、2024年のジョグジャカルタ、パル（予定）及びパダン（予定）における知財短期研修、②2020年の知財技術研修、並びに③2021年、2022年及び2023年の商事裁判官資格付与研修である。

例えば、知財技術研修における「知的財産権概説」に関するいと、講義の概要は、「この講義は、e ラーニングとクラスルームでの学習（オンライン又はオフライン）によって実施される。」、「この講義では、参加者は、インドネシアにおける知的財産権の歴史、知的財産権の理念・原理、インドネシアにおける知的財産権の種類、知的財産権に関する条約に関する知識を習得する。」などとされ、獲得目標は、「この講義後、参加者は知的財産権の歴史と理念、知的財産権の原則、知的財産権の種類、関連する条約について説明することができる。」などとされ、テーマは、「1 インドネシアにおける知的財産権の歴史、2 知的財産権の理念、3 知的財産権の原則、4 インドネシアにおける知的財産権の種類、5 知的財産権に関する条約」などとされ、更にサブテーマ²³が設定されている。また、時間は、「2 J P L」（1 J P L は 45 分間）、講義の進め方は、「講義及びディスカッション」とされ、参考文献として法務人権省知的財産総局作成の文献や弁護士の論考等が挙げられている。

上記シラバスに基づき、担当講師各自において教材（自主学習用資料、講義資料及びポップクイズ）を作成する。

(4) 場所

知財短期研修は、各地の裁判所所在地域で実施されている。

その他の研修は、基本的に、司法研修所において実施されるものである。

(5) 研修の流れ

前記 1 のとおり、各研修においては、e ラーニングでの自主学習の後に、対面での講義等を実施するなど、段階的な研修が予定されている。また、研修実施前後にプレテスト・ポストテスト²⁴が、各科目の講義後にポップクイズが、研修の最後に試験が、それぞれ用意されている。

研修実施後、研修参加者のポップクイズ・試験の結果のほか、発言内容や参加態度等の平常点を踏まえて、各参加者の点数を算出しており、点数が基準点を超えることが、研修修了の要件とされている。また、参加者の成績（点数）は記録・管理されており、以降の研修参加者の選別等にも用いることが想定されているようである。

他方で、研修参加者による講師への評価（教材の質、講義の進め方、説明の分かりやすさ等）やモレーティーへの評価（ディスカッションや質疑応答を整理する能力等）等も集計・記録されており、以降の研修実施に活用されているようである。

研修実施後、研修の評価会議が行われるとともに、研修全体の評価、参加者の評

²³ 例えば、「1 インドネシアにおける知的財産権の歴史」のサブテーマとして、「1.1 独立前の知的財産権、1.2 インドネシア独立後の知的財産権、1.3 インドネシアにおける知的財産権の近代化と TIM KEPPRES 34/1986」と記載されている。また、「4 インドネシアにおける知的財産権の種類、5 知的財産権に関する条約」のサブテーマとして、知的財産権の種類や関連する条約が箇条書きされている。

²⁴ プレテスト及びポストテストの結果は、研修全体の効果の評価に活用しているようである。

例えば、後記 4 のジョグジャカルタにおける知財短期研修の評価書においては、研修前後を通じてテストの点数が同じであった 1 人を除くいずれの参加者についても、ポストテストの点数がプレテストの点数を上回ったなどと分析されている。

価、講師及びモデレーターの評価等をとりまとめた報告書が作成されている。

4 実施例 - ジョグジャカルタにおける知財短期研修 -²⁵

(1) e ラーニング 1 日目 (2024 年 2 月 26 日)

オリエンテーションに引き続き、プレテストが実施された。

その後は、知的財産権入門及び著作権についての自主学習の時間となる。

(2) e ラーニング 2 日目 (2024 年 2 月 27 日)

意匠及び商標についての自主学習の時間となる。

(3) e ラーニング 3 日目 (2024 年 2 月 28 日)

営業秘密及び知財刑事事件についての自主学習の時間となる。

(4) 研修 1 日目 (2024 年 3 月 4 日)

研修の第二段階である対面での研修開始となる。

オープニングセレモニーの後、Building Learning Commitment と呼ばれるプログラム²⁶ が実施された。

(5) 研修 2 日目 (2024 年 3 月 5 日)

以下のとおり、講義が行われ、各講義後にはポップクイズが実施された。

① 08:00 - 10:00 知的財産権入門 担当：筆者

② 10:45 - 12:00 著作権 担当：Elyta Ras Ginting メダン高等裁判所判事

13:00 - 13:45

③ 14:00 - 16:30 意匠 担当：Arifin リアウ高等裁判所副所長

(6) 研修 3 日目 (2024 年 3 月 6 日)

以下のとおり、講義が行われ、各講義後にはポップクイズが実施された。

① 08:00 - 11:15 商標 担当：Sriti Hesti Astiti 判事・司法研修所教官、筆者

② 13:00 - 15:00 営業秘密 担当：Frensita Lesuma Twinsani 判事・司法研修所教官

③ 15:45 - 17:45 知財刑事事件 担当：Frensita Lesuma Twinsani 判事・司法研修所教官、Sriti Hesti Astiti 判事・司法研修所教官

(7) 研修 4 日目 (2024 年 3 月 7 日)

以下のとおり、グループディスカッション・プレゼンテーション²⁷、質疑応答、総合試験、ポストテストを経て、クロージングとなった。

²⁵ 筆者は、研修 1 日目の知的財産権入門の講義、研修 3 日目の商標の講義のうちの一部（商標の類否判断）のほか、研修 4 日目のグループディスカッション・プレゼンテーションのうち営業秘密の事例を担当した。

²⁶ アイスブレイクも兼ねたオリエンテーションのようなものであり、研修に向けての心構え等を醸成する趣旨と思われる。

²⁷ 参加者を 4 つのグループに分け、意匠、著作権、商標、営業秘密のいずれかの事例をグループで検討してもらい、全体の場で発表してもらうなどした。

- ① 08：00 – 12：00 グループディスカッション・プレゼンテーション
担当：各講師
- ② 13：00 – 13：45 質疑応答
- ③ 13：45 – 14：30 総合試験
- ④ 15：00 – 15：30 ポストテスト
- ⑤ 16：00 – 17：30 クロージング

第5 おわりに

以上のとおり、インドネシアにおける裁判官に対する知的財産法の研修状況について説明させていただいた。筆者は、数多く実施されてきた研修の中で2種類（各1回）に関与したにすぎないが、現状では、以下の点に課題があると考えている。

- ・ショートコースの経験（講師、教材、スキーム等）を司法研修所の研修に生かすこと
- ・司法研修所において予定されている研修を計画的・安定的に実施すること²⁸
- ・研修の講師を若手に担当してもらうなどして、講師の養成を継続すること

本稿の執筆に当たり、前プロジェクト及び現行プロジェクトの活動記録等を確認したことろ、そこからは様々な試行錯誤の過程をうかがい知ることができた。筆者も、インドネシアにおける研修をよりよいものにしていくために、微力ながら尽力してまいりたい。

²⁸ 従前から、司法研修所の研修については、予算や他の研修の繁忙状況等から、計画的・安定的に研修が実施できないことがあるなどの問題があったようである。また、脚注17のとおり、予定されているとおりに段階的な研修が実施できているとはいい難い。

(別添) ショートコース実施状況（前プロジェクト）

	実施時期・日数 実施場所 参加人数	科目		実施時期・日数 実施場所 参加人数	科目	
1	201611・0.5 日×3回 ジャカルタ 各回約 60 人	知財概説 商標 日本の知財・司法制度		10	201810・1.5 日 バンドン 59 人	知財概説 商標 <u>事例検討</u>
2	201708・1 日 スマラン 58 人	<u>知財概説</u> 商標		11	201811・2 日 マナド 37 人	知財概説 特許 意匠 <u>著作権</u> 商標
3	201708・1 日 マカッサル 52 人	同上		12	201812・1 日 ブキティンギ 42 人	知財概説 商標 <u>事例検討</u>
4	201712・1 日 メダン 55 人	<u>知財概説</u> 商標 日本の刑事手続・知財犯罪		13	201902・1.5 日 スラバヤ 48 人	知財概説 特許 著作権 商標 <u>営業秘密</u> 日本の司法制度 事例検討
5	201801・1 日 スラバヤ 57 人	<u>知財概説</u> 意匠 商標 日本の刑事手続・知財犯罪		14	201904・1.5 日 アンボン 30 人	知財概説 著作権 商標 <u>営業秘密</u> 事例検討
6	201801・1 日 デンパサール 37 人	同上		15	201910・1.5 日 ジョグジャカルタ 30 人	知財概説 商標 <u>営業秘密</u> 日本の刑事手続・知財犯罪
7	201803・1 日 ブカンバール 37 人	<u>知財概説</u> <u>商標</u> 日本の司法制度・商標 日本の刑事手続・知財犯罪		16	202003・1.5 日 バンダアチエ 22 人	知財概説 著作権 商標 <u>事例検討</u>
8	201804・1.5 日 サマリンダ 35 人	<u>知財概説</u> 著作権 商標 日本の刑事手続・知財犯罪				
9	201809・1 日 パレンバン 30 人	<u>知財概説</u> 商標				

(別添) ショートコース実施状況（現行プロジェクト）

	実施時期・日数 実施場所 参加人数	科目		実施時期・日数 実施場所 参加人数	科目
1	202201・1.5 日 マタラム 30人	<u>知財概説</u> 著作権 商標 <u>知財刑事事件</u> 日本の知財・司法制度	5	202210・2.5 日 バタム 30人	同上
2	202203・1.5 日 クパン 32人	知財概説 <u>著作権</u> <u>商標及び地理的表示</u> <u>知財刑事事件・水際措置</u> <u>及び一時差止め</u> 日本の知財・司法制度	6	202212・2.5 日 ゴロンタロ 28人	同上 ※
3	202206・2.5 日 ポンティアナック 39人	<u>知財概説</u> 特許 意匠 <u>著作権</u> 商標 <u>営業秘密</u> <u>水際措置及び一時差止め</u> 日本の知財・司法制度 事例検討	7	202304・2.5 日 ジャヤプラ 30人	同上
4	202208・2.5 日 ケンダリ 38人	<u>知財概説</u> 特許 意匠 <u>著作権</u> 商標 <u>営業秘密</u> 日本の知財・司法制度 事例検討	8	202306・2.5 日 ジャンビ 30人	同上
			9	202307・2.5 日 バンジャルマシン 30人	<u>知財概説</u> 特許 <u>植物品種保護</u> 意匠 <u>著作権</u> 商標 <u>営業秘密</u> 事例検討
			10	202309・2.5 日 タンジュンカラーン 30人	同上 ※
			11	202312・2.5 日 タンゲラン 25人	同上 ※

注) 前プロジェクト及び現行プロジェクトを通じ、インドネシアの裁判官が講師を務めたものに下線を付した。

また、※を付した回の特許については、インドネシアの裁判官が講師を務めた。